

長期間ご利用のない口座振替契約の登録抹消について

平成 26 年 12 月 25 日

平素は当組合をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

公共料金などの口座振替は、お客さまから「口座振替依頼書」をご提出いただき、お申出の口座へ 企業等の相手先ごとに振替情報を登録することによりご利用いただいております。

今般、事務処理上の都合により誠に勝手ながら、概ね 3 年間ご利用実績のない企業等との振替契約につきましては、原則として口座に登録されております振替情報を抹消させていただくこととなりました。

振替情報が抹消された場合、その後に該当企業等から引落しの請求がありましても、振替は不能となります。また、引き続きご利用を希望される場合には、再度「口座振替依頼書」をご提出いただく必要があります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明の点につきましては、各店窓口までお問い合わせください。

土佐信用組合